

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会宇都宮市実行委員会 事後審査型制限付き一般競争入札について

1 入札に参加できる者に必要な資格要件

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)(以下「自治令」という。)第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- (2) 自治令第167条の4第2項の規定に基づく宇都宮市の入札参加制限を受けていないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
ただし、手続開始の決定後、市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者は除く。
- (4) 宇都宮市入札参加停止等措置要領に基づく入札参加保留または入札参加停止期間中でないこと。

2 仕様書等

仕様書については、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会宇都宮市実行委員会(以下「実行委員会」という。)の公式ホームページからダウンロードすることができる。

また、見本品や印刷原稿がある場合は実行委員会事務局にて閲覧し、事前に確認すること。

3 説明会 行わない。

4 入札方法及び留意事項

- (1) 入札参加者は、指定様式の入札書を、公告等で指定した提出締切日時までに、投函又は郵便により提出すること。
- (2) 郵便の種類は、「一般書留」又は「簡易書留」のいずれかによること。
- (3) 提出先は、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会宇都宮市実行委員会事務局(宇都宮市馬場通り1丁目1番1号 二荒山会館内)とすること。
- (4) 入札書は封書するとともに、封筒には、入札の案件名、開札日、入札参加者の住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載すること。
- (5) 入札に際しては、地方自治法(昭和22年法律第67号)、同施行令、宇都宮市財務関係規則、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会宇都宮市実行委員会物品購入等事後審査型制限付き一般競争入札実施要領、宇都宮市物品購入等競争入札参加者心得等を守ること。
- (6) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為をしないこと。
- (7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額(以下「入札価格」という。)に当該金額の100分の10(消費税及び地方消費税に係る軽減税率対象については100分の8)に相当する額を加算した金額(単価契約の場合を除き、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100(消費税及び地方消費

税に係る軽減税率対象については108分の100)に相当する金額を入札書に記載すること。

- (8) 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。
- (9) 入札回数は2回とする。ただし2回の入札により予定価格に達する者がいない場合は、随意契約へ移行することができるものとし、有効な最低価格者から見積を徴取する。なお、見積回数は、最大3回までとする。

(10) 再度の入札に付する場合

次に該当した場合は、再度の入札に付するものとする。

その場合の入札書提出期限は、再度の入札参加対象者あてに連絡する。

① 落札候補者がいないが、予定価格を超えて入札した者がいる場合

② 事後審査の結果、全ての落札候補者が失格となったが、予定価格を超えて入札した者がいる場合

(11) 落札者の決定方法

開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札（最低制限価格制度を採用した場合これに従う）を行った者を落札候補者とし、その者から徴取した入札参加資格確認書類の審査の結果、入札参加資格要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。

なお、随意契約に移行する場合は、その者の入札参加資格要件の審査を行い、見積金額が予定価格の制限の範囲内（最低制限価格制度を採用した場合これに従う）であれば、決定とする。

5 開札の立会

入札の執行にあたっては、立会人を置くことなく開札できるものとする。

6 契約保証金 免除

7 入札担当職員 入札案件の所管課長

8 入札参加資格の確認等

(1) 入札参加資格確認手続

開札後に、落札者とするための入札参加資格の確認を行うので、落札候補者は、次により、入札参加資格確認の審査を受けなければならない。

① 入札参加資格確認書類

- ・事後審査型制限付き一般競争入札参加資格要件確認申請書
- ・事後審査型制限付き一般競争入札参加資格要件確認申請書により求められている書類

② 入札参加資格確認書類の交付

- ・入札参加資格確認申請書は、実行委員会の公式ホームページからのダウンロードを原則とし、実行委員会事務局窓口での交付は行わない。

(2) 入札参加資格確認書類（以下「確認書類」という。）の提出期限、提出場所及び提出方法

① 提出期限

- ・確認書類の提出を求められた日の翌日から起算して2日以内（市の休日を除く。）とする。

② 提出場所

- ・いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会宇都宮市実行委員会事務局（宇都宮市馬場通り1丁目1番1号 二荒山会館内）

③ 提出方法

- ・持参とし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (3) 入札参加資格の確認に基づく落札の可否については、確認書類が提出された日の翌日から起算して原則2日以内（市の休日を除く。）に通知する。
- (4) 落札候補者は、入札参加資格を有すると認められなかった場合は、前号の通知を受けた日の翌日から起算して2日以内（市の休日を除く。）に、その理由について書面で問い合わせることができる。
- (5) 落札候補者が提出期限内に第1号に定める確認書類を提出しないときは、当該落札候補者のした入札は効力を失う。

9 契約書作成 要する。

10 入札の無効

- (1) 次に掲げるものに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。
- ① 一つの封筒に2枚以上の入札書をいれた入札
 - ② 一般書留郵便、簡易書留郵便以外で郵送された入札
 - ③ 封筒に入札の案件名が記載されていない入札
 - ④ 入札書以外のものを同封した入札
 - ⑤ 入札書に記載された案件名が不明瞭で判読できない入札
 - ⑥ 封筒に記載された案件名と入札書の案件名が異なる入札
 - ⑦ 入札書の金額を訂正した入札
 - ⑧ 代表者の記名押印がない入札
 - ⑨ 入札に際して虚偽又は不正の行為があったとき
 - ⑩ 明らかに談合によると認められる入札又は談合の疑いが払拭出来ない入札
 - ⑪ その他、入札に関する条件に違反したとき
- (2) 前号の⑨に該当する場合には、当該案件に係る当該入札者のその後の入札を無効とすることがある。
- (3) 入札参加保留又は入札参加停止期間中である者など、入札時点において第1項及び入札公告の条件に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

11 入札の中止等

- (1) 入札参加者が談合し、又は不正不穩の行動をするなど、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を中止、延期又は取り止めることがある。
- (2) 実行委員会が必要と認めるときは入札を中止、延期又は取り消しをすることができる。この場合において入札とは、公告から落札の決定（契約締結前）までをいう。
- (3) 前号において、当該入札のために要した費用を実行委員会に請求することはできない。

1 2 異議の申立ての制限

入札を行った者は入札後、宇都宮市契約規則、仕様書、見本品等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 3 同価入札

落札候補者となるべき価格と同一価格の入札をした者が、2者以上になった場合には、当該入札者に連絡を取り、別に指定する日時及び場所において、くじにより入札参加資格審査の審査順位を決定するものとする。

審査順位が第1位の者の入札参加資格審査（事後審査）を実施し、参加資格を満たしている場合は、落札者に決定する。満たしていない場合は、次順位者の資格を審査し、落札者が決定するまで繰り返し行うものとする。

なお、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札に関係のない職員がくじを引くものとする。

1 4 最低制限価格制度

- (1) 予定価格が1件130万円を超える印刷物等の製造請負を対象として実施する。
- (2) 開札において、入札価格が比較価格に対する最低制限価格未満の入札は、失格とする。
- (3) 予定価格の制限の範囲内の価格で、かつ最低制限価格以上の価格で入札を行った者の中で、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。
- (4) すべての入札価格が比較価格に対する最低制限価格未満のときは、不調とする。

1 5 その他

- (1) 入札に関し、入札執行前に談合情報が寄せられた場合、当初の予定どおり入札を執行し、その結果、情報どおりの事業者が最低価格者となった場合には、落札を保留し、当該入札参加者を対象に事情聴取を行う。

調査の結果、談合の事実が確認されれば、当該入札を無効とする。また、談合の事実が確認されなくても、当該入札を無効とすることがある。

- (2) 地元事業者育成の観点から、下請を必要とする場合は、可能な限り宇都宮市内の事業者へ発注するように努めること。
- (3) 供給者等は、契約の履行に当たり、供給者等が暴力団員等から不当な介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で必ず速やかに警察署に通報し、捜査上必要な協力を行い、実行委員会の発注担当課に報告を行うこと。

なお、供給者等が暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、実行委員会への報告や警察への届け出を怠った場合には、入札参加停止の対象となる。